

血液製剤の輸出承認について

輸出注意事項 12 第 98 号 (12. 12. 28)

最終改正：輸出注意事項 16 第 1 号 (16. 1. 29)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 19 の項の中欄に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 2 条第 1 項に規定する血液製剤の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 13 年 1 月 6 日から下記により行います。

なお、「血液製剤の輸出承認について」（平成 9 年 7 月 1 日付け平成 09・06・24 貿局第 3 号・輸出注意事項 9 第 34 号）は廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 19 の項の中欄に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 2 条第 1 項に規定する血液製剤であって、次の品目とする。

① 輸血に用いるものであって、以下に掲げるもの

- (1) 人全血液
- (2) 人赤血球濃厚液
- (3) 洗浄人赤血球浮遊液
- (4) 白血球除去人赤血球浮遊液
- (5) 解凍人赤血球濃厚液
- (6) 新鮮凍結人血漿
- (7) 人血小板濃厚液
- (8) 合成血

② 人血漿

③ 血漿分画製剤であって、以下に掲げるもの

- (1) 加熱人血漿たん白
- (2) 人血清アルブミン
- (3) ガラクトシル人血清アルブミンジエチレントリアミン五酢酸テクネチウム (^{99m}Tc)
- (4) テクネチウム大凝集人血清アルブミン (^{99m}Tc)
- (5) テクネチウム人血清アルブミン (^{99m}Tc)
- (6) 人血清アルブミンジエチレントリアミン五酢酸テクネチウム (^{99m}Tc)
- (7) ヨウ化人血清アルブミン (^{131}I)